

決 裁	会 長	事 務 局	
			2.10.30 林



## 別紙 2

建管第 9 5 9 号

令和 2 年 (2020 年) 10 月 29 日

建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第24回本部会議」における  
決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、新規感染者数の増加等を総合的に判断し、警戒ステージ 2 への移行を決定しましたので、別添通知文により貴団体の会員に「新北海道スタイル」など感染リスクを低減する行動に努めていただきますよう、周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

## 記

## 1 送付資料

- (1) 通知文 (知事)
- (2) 資料 1 「警戒ステージ 2」への移行について
- (3) 資料 2 「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた施策について

## 2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年（2020年）10月28日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第24回本部会議」における決定事項について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただいていることにお礼を申し上げます。

道では、本道の新規感染者数の増加とともに、世代間や地域での感染の広がりが見られる中、入院患者数も増えていることなどを総合的に判断し、専門家や市町村等の御意見も踏まえながら、警戒ステージ2への移行を決定（別添資料1）し、別添資料2のとおり、本日から令和2年11月10日までの2週間、現状の感染拡大を抑え込むため、集中的に取り組を進めることといたしました。

警戒ステージ2は、感染拡大を早期に抑え込み、社会経済活動との両立を進めるための重要なステージであり、これ以上、感染が拡大した場合、不要不急の外出自粛など、更に強い措置もお願いせざるを得なくなることから、道としては、この段階で、道民の皆様と危機感や感染防止意識を共有しながら、感染拡大を抑え込むため、相談・検査等の更なる体制強化とともに、あらゆる機会を通じた普及啓発等に積極的に取り組んでいくこととしました。

つきましては、貴団体・事業所の皆様におかれましても、この度の道の決定内容について、御理解、御協力をいただき、次の事項に留意の上、基本的な感染防止対策を更に徹底いただくようお願いいたします。

記

#### ○集中対策期間（令和2年10月28日から令和2年11月10日）の取組

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく道民の皆様への協力要請
  - ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
  - ・ 飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践（特に札幌市内での徹底）
  - ・ マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
  - ・ テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
  - ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用
- 2 感染拡大防止対策の更なる強化
  - ・ 道としても、相談・診療・検査体制を更に強化することから、道民の皆様に対して、体調が悪い場合には、すぐに、道や保健所設置市の相談窓口にご相談いただくことを周知いただきたいこと。
  - ・ 道が作成した啓発資料を活用し、感染防止対策に係る普及啓発に努めること（啓発資料は道のホームページに掲載しているので活用願うこと。）。

<道のホームページアドレス>

【 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/fukyukeihatsu\\_corona\\_1016.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/fukyukeihatsu_corona_1016.htm) 】

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部  
指揮室 企画班 電話：011-206-0368